

令和5年第4回南城市教育委員会議定例会会議録

日時：2023/04/18 13:29～14:43

場所：2階215会議室

出席者：具志堅兼栄教育長、糸数洋委員、知念夏奈子委員、嶺井秀夫委員、伊集盛助委員、宮城教育部長、知念教育総務課長、與那嶺教育指導課長、島袋生涯学習課長、親川教育施設課長山里文化課長、國仲指導主事（國仲）、事務局（大田）

議事日程

- (1) 教育長報告 教育部長及び各課の業務報告
- (2) 議案第21号 南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第22号 南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する要綱
- (4) 議案第23号 南城市教育委員会教育長職務代理者による事務の委任等に関する規程
- (5) 議案第24号 教育長の海外出張に伴う職務代理者の取扱いに関する規程
- (6) 議案第25号 南城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則

その他

○具志堅教育長

それではただ今から令和5年第4回南城市教育委員会議定例会を開会致します。

会議録の署名委員は「嶺井委員」を指名します。

本日の日程は、お手元に配付しております日程表のとおり進めたいと思います。

事前に配布した日程表から進行の順番を変更する場合もございますがご了承ください。

配布した日程表のとおり進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって日程表のとおり進めて参ります。

それでは始めに、教育長業務報告及び各課業務報告を行います。

業務報告は事前配布した内容のとおりとなっていますがご質問はございませんか。

○糸数委員

4月19日（木）に開催予定の保幼こ小連携事業の小学校公開授業及び振り返りの内容を説明いただきたい。

○教育指導課長

小学校入学後間もないクラスの授業を参観しながら、幼児教育施設職員と小学校教諭との対話の中から、幼児教育で培った育ちや学びを小学校教育へつなげていく内容となっています。

○糸数委員

教科の指定もありますか。

○宮城教育部長

教科の指定はありません。

○具志堅教育長

他にございますか。

○知念委員

給付型奨学生募集と育英会貸費生募集について、現時点での応募状況を教えていただきたい。

○教育総務課長

現時点で、育英会貸費生の申請が1件で給付型奨学生については、問合せは複数ありますが、まだ申請はありません。

○具志堅教育長

他にございますか。

○嶺井委員

教育施設課の久高議会現場視察と文化課の第1選定委員会について、内容を伺いたい。

○教育施設課長

市議会議員による令和4年度及び5年度の久高島における事業の現地視察となっております。

○文化課長

入札指名事業者を選定するために副市長を会長として、部長クラスで構成した選定委員会です。

○具志堅教育長

指名業者の選定委員会については、設計金額によって第1と第2がございまして、第1が副市長、第2が土木建築部長が会長となっております。

他にございますか。

教育長報告及び各課の報告については、これで終了します。

つづいて、お手元に令和4年度の南城市内小中学校問題行動・不登校調査の資料が配付されておりますので、その説明を國仲指導主事お願いします。

○國仲指導主事より令和4年度の南城市内小中学校問題行動・不登校調査について説明

○具志堅教育長

この件について、ご質問ございますか。

○糸数委員

確認なんですが、例えば船越小学校でいじめの件数が7件、いじめが解消しているものの件数が4件となっているので、3件は継続しているということでしょうか。

○國仲指導主事

いじめが解消されたか否かの判断は、少なくとも3ヶ月を経過してからの判断となりますので、この3件についてはいじめが継続している若しくは、3ヶ月経過していないか何れかのケースになります。

○具志堅教育長行

他にございますか。

この件につきましては、各学校にも動向を注視するように参事からも伝えています。

他にございますか。

○知念委員

不登校の数値で大里南小学校の10日～30日未満の件数が非常に多いのですが、何か要因があるのでしょうか。

○國仲指導主事

2月、3月で急激に増えた感じがします。これまで小刻みに休んでいた児童が学年末に連續で休むようになったことが要因としてあげられます。

○具志堅教育長

他にございますか。

他にないようですので、令和4年度の南城市内小中学校問題行動・不登校調査の報告について

それではこれから議事に入ります。

議案第21号南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育指導課長より議案第21号南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則について説明

○具志堅教育長

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

休憩

再開

質疑はございませんか。

○糸数委員

改正案の第25条第2項で園長は小学校長をもって兼任させることができますですが、専任の園長を置くこともできるということですか。

○教育指導課長

専任で園長を配置することもできます。

○糸数委員

専任の場合は、報償費ではなく別の方法で支給するのですか。

○教育指導課長

専任の場合は、特別職の報酬にするか報償費にするかなどについては、まだ決めておりませ

んので今後検討したいと考えております。

なお、現状は久高幼稚園のみで兼任の園長となっているため、今回の改正案のとおり表記しております。

○糸数委員

現状は理解できますが、専任を配置する場合は規定を明確にしなくてよいのですか。

○教育指導課長

市内の公立幼稚園は久高幼稚園のみとなっておりまして、久高幼稚園では今後も小学校長が園長を兼任することとなりますので、専任については表記しなくても問題ないと考えています。

休憩

再開

○具志堅教育長

他にございませんか。

他にないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第21号南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号南城市立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり可決されました。

続きまして議案第22号南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する要綱についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育指導課長より議案第22号南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する要綱について説明

○具志堅教育長

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第22号南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する要綱を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号南城市幼児教育センター設置要綱の一部を改正する要綱は、原案の

とおり可決されました。

つづきまして議案第23号南城市教育委員会教育長職務代理者による事務の委任等に関する規程についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第23号南城市教育委員会教育長職務代理者による事務の委任等に関する規程について説明

○具志堅教育長

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

休憩

再開

○具志堅教育長

質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第23号南城市教育委員会教育長職務代理者による事務の委任等に関する規程を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号南城市教育委員会教育長職務代理者による事務の委任等に関する規程は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第24号教育長の海外出張に伴う職務代理者の取扱いに関する規程についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長よりの議案第24号教育長の海外出張に伴う職務代理者の取扱いに関する規程について説明

休憩

再開

○具志堅教育長

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

○嶺井委員

通信等が著しく困難と認められる場合とありますが、どのような状況のことを想定しているのでしょうか。

○教育総務課長

発展途上国等への海外出張等を想定しています。

○通信網等に限らず、教育長が必要と認めた場合などの表現にすると通信網等の部分も含めて解決されるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○具志堅教育長

今回の規程については、他の自治体も参考にしながら策定しております。

委員がおっしゃるように教育長が必要と認めた場合とする意見も理解できますが、そうすると教育長の判断になりますので、教育長が代わった際に認める内容が異なるなどの不具合が生じる恐れがあります。

今後、運用にあたっては、教育委員会事務局で通信網等が著しく困難な状況とはどういう状況かを明確にするためにその内容を別途定めたいと考えております。

他に質疑はございませんか。

他に質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第24号教育長の海外出張に伴う職務代理者の取扱いに関する規程を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号教育長の海外出張に伴う職務代理者の取扱いに関する規程は、原案のとおり可決されました。

つづきまして、議案第25号南城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則についてを上程致します。

事務局の説明を求めます。

○教育総務課長より議案第25号南城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則について説明あり

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

休憩

再開

○具志堅教育長

質疑はございませんか。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

議案第25号南城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号南城市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則は、原案のとおり可決されました。

議事日程については、すべて終了しました。

その他で何かございますか。

その他事項

教育長より会議終了後の勉強会開催について連絡

教育総務課長より総合教育会議日程等について連絡

各委員、教育長、教育部長より令和5年度入学式の状況について報告

教育総務課長より次回、第5回定例会の報告（令和5年5月29日（月）15時開催）

○具志堅教育長

本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

以上で、令和5年第4回南城市教育委員会議定例会を閉会します。

平成5年4月19日調整

南城市教育委員会

嶺井秀夫
議事録署名
作成者 大田徹